

はじめにお読みください

設計等の業務に関する報告書（建築士法 23 条の 6）が

未提出の設計事務所は、更新・変更届の申請時に必ず一緒に提出してください

■設計等の業務に関する報告書（建築士法23条の6）について

建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関する報告書（建築士法23条の6）を

毎事業年度経過後三ヶ月以内に、都道府県知事に提出することが義務付けられています。

（一社）高知県建築士事務所協会は、令和 6 年 8 月から知事宛の業務に関する報告書（建築士法 23 条の 6）の受理および閲覧等の事務を高知県より受託しております。

■業務実績がない場合でも提出が必要です

■毎事業年度終了後（決算月終了後）3ヶ月以内に提出してください

■事業年度ごとに1部、提出してください（多年度分をまとめて提出することはできません）

■提出された報告書は、5年間、一般の閲覧に供されます（同法第23条の9）

■報告書を提出しなければ30万円以下の罰金に処せられる場合があります（同法第40条）

■報告書（23条の6）の様式は当協会ホームページからダウンロードできます

※ 注意

「設計等の業務に関する報告書（建築士法 23 条の 6）」は、メール受付可能ですが、

「新規・更新・変更・廃止」の申請はメール受付をおこなっておりません。

必ず紙で、持参・郵送等で提出してください。

「Word」で入力するときのご注意

入力した際に「行ズレ」が生じ前頁、次頁にずれ込む方が多いです。

全ての書式は「A4 サイズ」に合わせて作成しております。

- ・第五号書式 正 副
- ・第六号書式(添付書類(イ)(ロ)(ハ))
- ・添付書類(ニ)(ホ)(ヘ)

入力した後、「行ズレ」が発生していないか確認して提出をお願いします。

◆ 登録申請手数料

手数料額	一級 17,000円	二級・木造 12,000円
------	------------	---------------

- ・所定の 現金 を直接受付窓口へ持参するか、下記の銀行口座へ振込をしてください。
 - ・銀行振込の場合は、登録手数料払込受取書のコピー提出が必要です。
- 振込先: 高知銀行 本町支店 (普)0304475
四国銀行 県庁支店 (普)5145880
口座名: (一社)高知県建築士事務所協会

◆ 【記入注意】

- ① 前回の申請時(新規・更新・変更のいずれか)から登録事項に変更があり、変更届を提出されていない場合は変更届も一緒に提出してください。
- ② ※印欄は記入しないでください
- ③ のある欄は、該当する の中に 印を付けてください。
- ④ 記載ミスが生じたときは、修正液・修正テープ等で訂正しないで、二重線を引き訂正してください。
- ⑤ (有)・(株)など略式で記載しないでください。有限会社、株式会社 等としてください。
- ⑥ 法人で兼業の場合の事務所名称は、登記上の会社名に「一級・二級建築士事務所」又は「設計事務所」などを前後に入れることが望ましいです。

お問い合わせ・提出先(持参または郵送)

一般社団法人高知県建築士事務所協会
〒780-0870 高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 3 階
電話 088-825-1231

【新規・更新】 提出・添付書類・チェック表

※下記を提出先に持参又は郵送してください

提出部数は正・副各1部 合計2部提出 ※1部は正のみ添付

	書類名	法人開設	個人開設	提出部数	記入上の注意点										
1	(第一面)「 建築士事務所登録申請書(高知県)正副 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部	※建築士法施行規則改正に伴い署名、押印不要										
2	(第二面) 「 所属建築士名簿 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部											
3	(第三面) 「 役員名簿 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部	業務を執行する社員、取締役、執行役、社外取締役、代表権を有する支配人、若しくはこれらに準ずる者(法人格のある各種組合の理事等)を記入して下さい。監査役、会計参与、監事及び組織上の支店長等は除く										
4	添付書類(イ) 「 業務概要書 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部	★新規の場合は不要 最近5年間の業務概要を記載										
5	添付書類(ロ) 「 略歴書(登録申請者) 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部	※職歴は空白期間がないように記載(「無職・アルバイト」等 記載する)										
6	添付書類(ロ) 「 略歴書(管理建築士) 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部	★登録申請者と同一の場合は省略可 ※職歴は空白期間がないように記載(「無職・アルバイト」等 記載する)										
7	添付書類(ハ) 「 誓約書 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部											
8	「 管理建築士講習の修了証(コピー) 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部	【法第24条第2項に規定する講習の修了証】										
9	「 定款(コピー) 」(※1、2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部	※1 定款最終ページの余白に下記のことを記載する 「この写しは原本と相違ありません。日付・会社名・代表役職名・代表者名」 ※2 定款の事業内容に下記いずれかの記述が必要。掲げられていない場合は、「 次期の定款を改正し得る機会(株主総会等)に、建築物の設計及び工事監理を意味する事項を挿入する 」旨を欄外に記載し、申請者の法人印を押印してください 1. 建築物の設計 2. 建築物の工事監理 3. 建築工事契約に関する事務 4. 建築工事の指導監督 5. 建築物に関する調査若しくは鑑定 6. 建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理										
10	「 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	原本1部 コピー1部	※ 法務局で取得した3ヶ月以内のものを正本 に、副本にコピーしたものを添付										
11	「 建築士免許証 又は 建築士免許証明書(コピー) 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部	★ 管理建築士・所属建築士全員分 構造/設備設計一級建築士証を取得の方はそれらも必要										
12	「 建築士定期講習の修了証(コピー) 」(建築士・構造・設備)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部	★ 管理建築士・所属建築士全員分 最新のもの(過去3年以内のもの) 【法第22条の2に規定する講習の修了証】										
13	添付書類(ニ) 「 建築士事務所の整備報告書 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2部	●工事監理報告書●帳簿●建築設計・監理業務委託契約書類 この3種類の用紙は事務所を開設するにあたっては必ず備え付けてください										
14	添付書類(ホ) 「 建築士事務所付近取図 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1部	事務所の位置が分かるようにマキングや印をつけてください										
15	添付書類(ヘ) 「 建築士事務所の内外写真(カラー写真、白黒不可) 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1部	★ 新規の場合、標識板の写真は後日提出となります ◆内部:パソコン、机、椅子、書棚(法令集)等 ◆ 外観:道路を含む建物全体の写真と登録済標識板 (文字の鮮明なものでかつ公衆の見やすい場所に標識を掲示していることが判明できる写真) (標識板材質はアクリライト・板等で作成【紙のみでの掲示は不可】) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">建築士事務所名称</td> </tr> <tr> <td>登録</td> <td>一級建築士事務所 高知県知事登録第〇〇〇〇号</td> </tr> <tr> <td>開設者</td> <td>高知建設株式会社 代表取締役 高知太郎</td> </tr> <tr> <td>管理建築士</td> <td>一級建築士 高知次郎</td> </tr> <tr> <td>登録の有効期間</td> <td>令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで</td> </tr> </table> ↑ 記入例:「令和2年4月1日から令和7年3月31日まで」 よくある間違い:標識板の「登録の有効期間」は 現在の登録年月日 としてください 更新後の登録年月日を作成される方がおりますが、間違いです	建築士事務所名称		登録	一級建築士事務所 高知県知事登録第〇〇〇〇号	開設者	高知建設株式会社 代表取締役 高知太郎	管理建築士	一級建築士 高知次郎	登録の有効期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
建築士事務所名称															
登録	一級建築士事務所 高知県知事登録第〇〇〇〇号														
開設者	高知建設株式会社 代表取締役 高知太郎														
管理建築士	一級建築士 高知次郎														
登録の有効期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで														
16	「 登録手数料 」 一級:17,000円 二級:12,000円 木造:12,000円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		現金 を直接受付窓口へ持参するか、下記の銀行口座へ振込をしてください 銀行振込の場合は、登録手数料払込受取書のコピー提出が必要です 振込先: 高知銀行 本町支店 (普)0304475 四国銀行 県庁支店 (普)5145880 口座名: (一社)高知県建築士事務所協会										
17	「 返信用封筒 」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		副本を返却する 返信用封筒(必要な額の切手を貼付したもの、返送先住所記載)を必ず同封してください										

「開設者」について
法人開設:「法人名・役職名・氏名」
個人開設:「氏名」

提出先・お問い合わせ
(一社)高知県建築士事務所協会
〒780-0870 高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 3階
電話 088-825-1231

正 副

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書（高知県）

（第一面）

〔記入注意〕

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄は、該当する□の中に✓印を付けてください。
- 3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

※ 手数料欄

一級
二級 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実に相違ありません。
木造

（法人の場合 法人の名称及び代表者の職氏名）

令和 年 月 日

高知県指定事務所登録機関

登録申請者氏名

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

建築士事務所	ふりがな 名 称			
	所在地	(〒)	電話	FAX
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	建築士事務所		
登録申請者	個人であるとき	ふりがな 氏 名	建築士の資格	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし
		住所	(〒)	電話 FAX
登録申請者	法人であるとき	ふりがな 名 称		
		事務所所在地	(〒)	電話 FAX
管理する建築士事務所を	ふりがな 氏 名	登録番号		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	建築士	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造の場合）	
	管理建築士講習を修了した年月日	平成 令和 年 月 日	修了証番号	
現登録年月日及び登録番号		令和 年 月 日 号	高知県知事登録 第 号	※ 審査
新規□ 更新□	※登録年月日及び登録番号	※ 令和 年 月 日 号	高知県知事登録 第 号	

（第三面）

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」□の中に✓印を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	役名	生年月日
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和
..... 男 女		大正・昭和 年 月 日 平成・令和

（備考）

別紙 有
無

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

（法人の場合 法人の名称及び代表者の職氏名）

令和 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）


〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

添付書類 (ホ)

建築士事務所付近見取図 (正のみに添付)

※印欄は記入しないでください。

建築士事務所	名称			一級 ・ 二級 ・ 木造	
	所在地	電話 ()		※登録番号 第 号	※登録年月日
	登録申請者 氏 名			管理建築士 氏 名	
方位、目標建物等を記入					
北 					

添付書類（へ）

建築士事務所の内外写真（正のみに添付）

<p>外部</p> <p>建物の外観 道路を含む建物全体</p>	<p>写真添付</p>
<p>登録標識</p> <p>公衆の見易い場所に 標識を掲示しているこ とが判明できる写真</p>	<p>写真添付</p>
<p>登録標識</p> <p>記載文字が識別でき るよう大きく写す</p>	<p>写真添付</p>

添付書類（へ）

建築士事務所の内外写真（正のみに添付）

<p>内部</p> <p>設計室の CAD,製図機械、パソコン、机等を入れ、室内全景を写す</p>	<p>写真添付</p>
<p>内部</p> <p>図書、法令集等がわかる写真</p>	<p>写真添付</p>